

ミモザ平塚高浜台 ご利用料金

前払金と月々の利用料金

		月額利用料（一人あたり）				
	プラン	前払金 (非課税)	家賃相当額 ^{※1} (非課税)	管理費 ^{※2}	食費 ^{※3} (30日喫食の場合)	月額利用料合計
個室	Aプラン	0円	148,000円	24,570円 (内,消費税570円)	57,750円 (内,消費税4,650円)	230,320円 (内消費税5,220円)
	Bプラン	360万円	108,000円	24,570円 (内,消費税570円)	57,750円 (内,消費税4,650円)	190,320円 (内消費税5,220円)

※1 家賃相当額には共用設備を含みます。

※2 管理費は次の非課税対象と課税対象の合計金額となります。(居室内の電気使用料は別途実費負担となります)

管理費①	18,300円 (非課税)	共用設備費、エレベーター維持費、環境植栽整備費などの共有部分の維持管理費等
管理費②	6,270円 (内,消費税570円)	事務管理部門の人的費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人的費・事務費等

※3 食費には食材費と調理管理費を含みます。1食当たりの食費は以下の通りとなります。

	朝食	昼食	夕食	おやつ
喫食時	486円 (内,消費税36円)	594円 (内,消費税44円)	737円 (内,消費税67円)	108円 (内,消費税8円)
欠食申出時 ^{※4}	232円 (内,消費税17円)	232円 (内,消費税17円)	232円 (内,消費税17円)	

※4 提供前日の正午12時までにキャンセルのお申し出があった場合。お申し出が無い場合には、喫食時料金の適用となります。

※その他

- 自立又は要介護度未認定の方については、月額27,500円(内,消費税2,500円)の「生活サービス費」を別途申し受けます。
- 介護用品(紙おむつ等)、居室内の電気使用料、電話代等は、別途実費をご負担いただきます。
- 公的介護保険サービスご利用者は、自己負担割合に応じた利用料(非課税)が必要となります。

前払金の償却と解約時返還制度

- 前払金は入居日の翌日より6年(72ヵ月)で償却いたします。(日割り計算)
前払金の内20%は、入居開始起算日をもって、事業者が取得いたします。
- 償却期間内に、ご入居者の転居・死亡・その他の事由により当施設を退去される場合は、以下の計算式により残額を返金いたします。

Aプラン返還金	前払金0円のため、返還金はありません。
Bプラン返還金	$(\text{前払金の80\%}) \div (\text{入居日の翌日から償却期間満了日までの実日数}) \times (\text{契約終了日から償却期間満了日までの実日数})$

※ 償却期間満了日以降の場合、返還金はありませんが、追加のご負担もありません。

令和5年7月1日改定

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	平塚市(5級地)
地域単価	10.45円

②基本料金(1日当たり)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援1	183	192 円	383 円	574 円	
要支援2	313	327 円	654 円	981 円	
要介護1	542	567 円	1,133 円	1,699 円	
要介護2	609	637 円	1,273 円	1,910 円	
要介護3	679	710 円	1,419 円	2,129 円	
要介護4	744	778 円	1,555 円	2,333 円	
要介護5	813	850 円	1,699 円	2,549 円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	平塚市(5級地)
地域単価	10.45円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
夜間看護体制加算(II)	9	10円	19円	29円	
協力医療機関連携加算(I)	100	105円	209円	314円	1月単位
退院・退所時連携加算	30	32円	63円	94円	30日以内
退居時情報提供加算	250	262円	523円	784円	1回限り
サービス提供体制強化加算(III)	6	7円	13円	19円	
介護職員処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(8.2%)				
介護職員等特定処遇改善加算(II)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.2%)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.5%)				

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※ 夜間看護体制加算及び退院・退所時連携加算は要介護者のみです。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

算定している各種加算の説明(2024年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
夜間看護体制加算(II)	常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定め たうえで、24時間連絡できる体制及び必要に応じて健康上 の管理を行う体制を確保している場合
協力医療機関連携加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○利用者の症状が急変した場合等において医師又は看護職 員が相談対応を行う体制を確保している協力医療機関を定 めている ○事業者から診察の求めがあった場合において診察を行う 体制を、常時確保している協力医療機関を定めている ○協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用 者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月1回以上開催し ている ○看護職員は、利用者ごとの健康の状態について随時記録 している
退院・退所時連携加算	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から入居 した場合に、入居した日から起算して30日以内の期間にお いて加算。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は 介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に再び入 居した場合も同様。
退居時情報提供加算	利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該 医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者 の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用 者の紹介を行った場合
サービス提供体制強化加算(III)	前年度の職員体制による加算(介護福祉士の比率50%以上、 常勤職員の比率75%以上または勤続7年以上の比率30%以上 のいずれかを満たすこと)
介護職員処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善のための加算
介護職員等特定処遇改善加算(II)	現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを 満たし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員 の更なる処遇改善のための加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等のベースアップ等を図り、介護職員等の更なる 処遇改善を図るための加算。